

解説



金融庁総務企画局
IFIAR常設事務局設立準備室
室長補佐
ふくおかめぐみ
福岡 恵美

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) 2017年に東京で 常設事務局を始動

1 はじめに

2016年4月20日、監査監督機関国際フォーラム(International Forum of Independent Audit Regulators: IFIAR、以下「IFIAR」という。)は、ロンドンで開催されていた年次会合において、2017年4月に同機関の常設事務局を東京に新設することを決定した。監査分野のみならず、広く金融分野で国際機関の常設の本部事務局が日本に設置されるのは初めてのことであり、画期的な出来事である。本稿では、IFIAR常設事務局設立までの経緯、日本の招致に向けた取組み、そして、我が国を含めたグローバルな監査品質の向上に向けた今後の展望について述べる。

なお、文中意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることを了承いただきたい。

2 IFIARとは

2000年代初頭、エンロン事件(2001年)、ワールドコム事件(2002年)、パルマラット事件(2003年)など大規模な不正会計事件の発生を受けて、世界的に、公

的な監査監督機関の設立の重要性が認識された。米国でサービス・オクスリー法に基づき2002年に米国公開会社会監督委員会(PCAOB)が設立されたのに続き、カナダ公共会計責任委員会(CPAB、2003年)、フランス会計監査役高等評議会(H3C、2003年)、英国財務報告評議会(FRC、2004年)¹が設立され、我が国においても、2004年に公認会計士・監査審査会(CPAAOB)が発足した。

IFIARは、こうした監査監督当局の国際フォーラムとして2006年9月に発足した。IFIARは、公益に資するとともに、投資家保護の向上を目指して、世界中の監査品質や規制実施について対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、規制活動について協調や一貫性を促すための活動を行っている²。現在、IFIARは、アフリカ、北米、南米、アジア・オセアニア、欧州の52か国・地域の監査監督当局で構成されており、日本からは金融庁及び公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)がメンバーとなっている。

3 常設事務局設立の背景

IFIARに加盟する国・地域は、公的な

監査監督の重要性を反映し、2006年の設立時の18か国から、現在の52か国・地域へと大きく増加した。また、IFIARは、発足当初の当局間の意見交換フォーラムから、国際機関としての実質的な活動を伴う組織へと急速に成長しており、昨今、著しく業務量が増加している。

企業活動の国際化に伴い、連結会計を前提とした監査のクロスボーダー化は進展の一途をたどる。これを受け、各國の監査監督当局も二国間での情報交換枠組みを締結するなど相互協力を深めてきているが、IFIARは、監査分野における多国間の監督上の協力ネットワークの中核として、検査・監督上の知見を共有し、多国間情報交換枠組み(MMOU)の策定を通じて当局間の情報交換を促進し、さらには、監査ビジネスの構造的変化にも目を向けつつ、当局の規制活動の協調や一貫性の向上を目指して活動を行っている。また、先般の金融危機後、監査監督の重要性が高まる中で、金融安定理事会(FSB)、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、証券監督者国際機構(IOSCO)をはじめとする他の国際金融機関との連携を強化している。

この一方で、IFIARは、任期2年の議長・副議長が持ち回りで事務局を担っており、これまで、恒常的な事務局機能を有していなかった。また、各ワーキング・グループ(WG)における活動も、常勤の事務局スタッフがない中、WG議長やそのスタッフのマンパワーに依存しているのが現状である。IFIARが監査監督分野の国際機関として中長期的に成長を続けるためには、目下の業務量の増大や、IFIARにおけるこれまでの議論を踏まえて、組織として専門的知見の蓄積に耐えうる組織体制の充実を図る必要がある。このような背景から、IFIARでは2014年以降、常設事務局の設立に向けた本格的な議論

が開始された。「IFIARワークプラン2015-2017」においても、IFIARのガバナンス改革として、(1)代表理事会の設立、(2)常設事務局の設立、(3)(常設事務局の設立を前提とした)メンバー会費構造の見直しの3本柱が掲げられ、それぞれ2017年4月の運用開始に向けて、IFIARの優先度の高い課題と位置付けられている。

4 日本の立候補

金融庁及び審査会では、2014年に常設事務局立候補についての内部検討を開始し、東京への常設事務局の招致を目指して2015年1月に正式に立候補表明を行った³。立候補にあたっての動機は大きく3つある。監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力を向上すること、金融分野における国際機関として初となる本部事務局の誘致を通じて日本の国際的地位や東京の国際金融センターとしての地位向上の一助とすること、そして、グローバルな監査品質の向上に貢献することである。

監査品質の向上についていえば、IFIARは、監査分野での市場環境の変化や規制上の課題、監査法人の監督・検査手法に関する知見の共有を図り、それを通じて、加盟当局それぞれにおける監査の品質の向上、ひいてはグローバル・レベルでの監査品質の向上を目指している。IFIARが監査の様々な政策課題について議論を深めていくこと、日本がIFIARの中核メンバーとしてIFIARの活動に積極的に参画していくことは、日本における監査品質の向上にもプラスに働くと考えられる。

5 東京招致までの取組み

金融庁及び審査会では、常設事務局の招致への立候補を固めるとともに招致活動を開始した。ここでは、立候補国としての考え方や取組みについて、いくつか紹介させていただく。

(1) 東京招致に向けたメッセージの打出し

IFIARが監査監督分野における国際機関として、今後、成長を続けていくためには、引き続き、加盟国の拡大が必要である。加盟国・地域数でみると、IFIARは、約6割を欧州の当局、約2割をアジア、残りを米州、中東、アフリカの当局が占めている。IFIARが真にグローバルな国際機関となるためには、潜在的に多くの未加盟国が残された地域や、経済成長や資本市場の拡大が進む新興国における新規加盟の促進が不可欠である。中でも、今後の加盟が期待される中国・インドを含め、経済成長著しいアジア地域での加盟拡大はIFIARにとってインパクトが大きい。日本は、招致活動の早い段階からこの点に着目し、経済成長著しいアジア地域へのアウトーチの拠点として、東京は最適の地であるとのメッセージを掲げた。

また、世界有数の資本市場規模を誇る東京は、国内外を問わず、グローバル企業や世界的監査法人ネットワークの拠点が存在し、機関投資家、アナリスト等の市場関係者の層も厚く、国際機関の地域事務所も数多く集積している。このため、東京が多様なステークホルダーとの対話を模索するIFIARの事務局を設立するのに適した都市であることも強く打ち出した。

(2) 官民をあげてIFIAR東京招致を支持

金融庁及び審査会は2015年1月に

IFIAR常設事務局の東京招致への立候補を対外公表した。また、様々な機会を通じて、国内関係者の方々にもIFIAR東京招致について情報発信をしたところ、日本の監査関係者、資本市場関係者の方々から、IFIAR東京招致の取組みに多くのご关心・ご賛同をいただいた。この結果、日本公認会計士協会、経済界、監査学会、金融界、取引所、日本で活躍する外国企業の経済団体、そして、東京都を合わせ、合計23もの団体からIFIAR東京招致を支持する声明が発出された⁴。日本が常設事務局のホスト国としての積極性や中長期的にIFIARの発展をサポートしていく姿勢を示す上で、日本の監査関係者や東京都からIFIARの東京招致に対する支持表明をいただいたことは大きな強みとなった。また、同時に、これらの声明は、日本の金融資本市場関係者の層の厚さや、東京が国内外のプレイヤーの活躍する国際的な金融資本市場であることを裏付けるものとなった。

(3) IFIAR関係者の訪日機会の創出

IFIAR関係者の中には、東京を訪れたことがない者や東京を訪れてから長年が経過している者が多い。これに対しては、外国人の目線で、東京において事務局が十分に機能するのか、事務局員やその家族の生活環境は確保されるのかを、IFIAR関係者が自ら確かめられるような機会を創出することが有益である。そこで、金融庁及び審査会では、監査分野での国際会議の開催にも積極的に動いた。2015年3月には審査会の設立10周年を記念して国際カンファレンスを開催し、「監査の質及び監査の役割～コーポレート・ガバナンス強化と金融システム安定に向けて～」と題して、監査監督当局、証券監督当局、国際機関、監査法人、投資家を交えてパネルディスカッションを行った。

IFIAR関係者を含め、国内外の多くの関係者にお集まりいただき、25か国から約200名の方々にご参加いただいた。また、2015年10月にはIFIAR中間会合ほか関連会合を東京で開催し、IFIAR関係者が2016年4月のロンドン本会合に向けて中身の濃い議論を繰り広げた。

こうした訪日の機会は、東京が世界的にみても充実したインフラ、良好な治安、都市としての住みやすさ(Livability)を備えていることをIFIAR関係者自身の目で確かめる機会となった。また、ビジネス目的で東京を訪ることにより、模擬的にではあるが、東京で仕事をするイメージを持つもらうことにもつながったと考えている。

(4) 我が国をあげての招致活動

以上を踏まえた上で、IFIAR加盟当局である金融庁及び審査会は、首相官邸や外務省とも連携し、広く我が国をあげてIFIAR加盟当局への働きかけを行った。IFIAR加盟当局のほぼすべてに日本政府から直接訪問したほか、国際会議やバイの会合等の機会をとらえ、IFIAR常設事務局の東京招致に向けた日本の意気込み、中長期でのコミットメント、そしてIFIARにとって、東京に本部を置くことの魅力について、丁寧に説明を重ねていった。

6 事務局開設を契機としたグローバルな監査品質の向上への貢献

関係各所にご協力いただいた成果として、2016年4月、IFIARロンドン本会合にてIFIAR常設事務局の東京招致が正式決定した。

IFIARでは、現在、2017年4月の常設事務局開設を目指して準備が行われており、日本法人の設立、事務所の決定、事務局長をはじめとするスタッフの採用

等を予定している。

また、我が国としても、IFIAR事務局の東京開設が持つ重要性に鑑み、2016年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」において、「我が国の国際的なプレゼンスを高め、また東京の国際金融センターとしての地位を向上させる観点から、今般東京に常設事務局を設置することが決定したIFIAR(監査監督機関国際フォーラム)について、来年4月の事務局開設及びその後の円滑な運営に向か、必要な支援を行う」としている。このため金融庁では、2016年7月よりIFIAR常設事務局設立準備本部を設置し、2017年4月のIFIAR事務局の開設及びその後の円滑な運営をサポートするための業務にあたっている。また、2017年4月には、IFIARの全加盟当局が出席するIFIAR本会合が東京で開催される予定である。併せてIFIAR事務局の開所式も予定されていることから、この機会に、広く内外にIFIAR事務局の開設をアピールできればと考えている。

7 今後の展望～グローバルな監査品質の向上に向けて～

IFIARでは、グローバルな規模での質の高い監査の実現を目指して、様々な角度で議論を行っている。例えば、IFIARでは近年、当局検査における監査上の不備に対するアプローチとして、単なる監査基準の準拠性の観点のみならず、不備が発生するに至った「根本原因」の究明を重視する傾向にある。また、それとの関連で、監査法人のガバナンス、収益構造や人材戦略を含めたビジネスモデル、経済情勢やIT技術等を含め、監査を取り巻く環境変化についても注目しており、年に数回、監査法人のグローバル・ネットワークから直接ヒアリングを行っている。

監査分野に公的な監督が導入されて

から10年あまりであり、監査監督の歴史はごく浅い。各国において監査監督当局が設立され、基本的に各國單位で規制・監督が実施されている一方で、監査サービスのグローバル化は、ほかの金融業態と比べても、すでに大幅に進んでいる。また、大手監査法人のグローバル・ネットワークが世界の監査市場に占める位置付けも非常に大きい。これらを踏まえると、監査監督当局は、情報交換や監督力レッジ等の枠組みを通じて国際的な連携を早急に構築していく必要があり、IFIARは、監査監督当局の国際ネットワークの中核として、今後一層、重要なになっていくと考えられる。

このような状況の中、日本にとってもIFIAR事務局の招致が最終ゴールではない。IFIAR事務局が東京に開設されれば、今後もIFIAR関連会合が定期的に東京で開催される見通しであり、IFIAR要人との意見交換の機会なども一層増える。これを契機として、日本国内の会計や監査に関する国際的な課題や議論状況を認識しつつ、日本の会計監査の質のさらなる向上を目指して議論を深めていくことが期待される。また、海外拠点を有するグローバル企業を多数抱える日本には、例えば、海外拠点を含むグループ監査における課題など、日本の視点での意見発信を通じてグローバルな監査品質の向上に

向けた議論に貢献していく余地も十分にあるのではないかと考える。

金融庁としても、今後のグローバルな監査の品質の向上に向けた議論に、引き続き、貢献していく所存である。一方で、現在、我が国の会計監査及び資本市場を支える国内の多くの関係団体によるネットワークの構築を進めており、IFIAR事務局の活動支援やIFIAR要人との意見交換を通じた我が国における監査をめぐる議論の活性化、監査品質の向上、ひいてはグローバルな監査品質の向上への貢献につなげていきたい。このような取組みこそが、中長期的な我が国の国際的な地位向上や東京の金融センターとしての地位の確立といった目標の実現のために重要であると考える。

グローバルな監査法人ネットワークの監督のあり方など、IFIARが対処すべき国際的な監査監督の課題は今後も増大していくと見込まれる。日本の関係者の皆様には、IFIAR事務局の東京招致へのご協力に感謝申し上げるとともに、今後も一層のご協力をお願い申し上げる。

<注>

- 1 FRCは組織改革により2004年から監査監督当局としての役割を担っている。
- 2 IFIARの活動内容の詳細については、IFIARウェブサイト(<http://www.ifiar.org>)を参照されたい。
- 3 <http://www.fsa.go.jp/cpaaob/sonota/kokusai/20150116-1.html>
- 4 支援声明を公表した団体(順不同): 日本公認会計士協会、日本監査役協会、日本内部監査協会、日本監査研究学会、日本取引所グループ、日本経済団体連合会、経済同友会、全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、日本投資顧問業協会、金融先物取引業協会、第二種金融商品取引業協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本IR協議会、東京商工会議所、国際銀行協会(IBA)、在日米国商工会議所(ACCJ)、欧州ビジネス協会(EBC)、日米経済協議会(JUBC)、米日経済協議会(USJBC)、東京都

8 おわりに

2016年9月、IFIARは設立10周年を迎えた。常設事務局の創設や代表理事会の設置を含め、IFIARは組織ガバナンスを大幅に強化している。これにより、今後、IFIARの政策提言機能も充実することになろう。監査分野に公的な監督が導入されてから10年あまりであり、監査の規制・監督における議論はまだまだ発展途上にある。また、企業活動の国際化に伴い監査の国際化が急速に進展しており、国境を越えた監査サービスの品質確保、